

「参加要項(運営規程)」

対象事業:区民参加オペラ CITTADINO 歌劇団第 25 回公演『カヴァレリア・ルスティカーナ』
『道化師』(以下「本事業」)

主催者(運営団体):公益財団法人文京アカデミー

事務局:シビックホール ホール事業係/区民オペラ担当 高原・畑・長野

所在地:〒112-0003 東京都文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター2階

連絡先:電話 03-5803-1103(受付:平日 9:00~17:00)/メール:civichall@b-academy.jp

本要項は、参加者が提出する同意書(応募フォーム上の同意事項)に付随する運営上の詳細ルールを定めるものです。

第1条(目的・適用範囲)

1. 本要項は、本事業の練習・公演に参加する合唱団員(以下「参加者」)に適用します。
2. 主催者は、本要項に基づき円滑かつ安全な運営、秩序維持、成果物の管理等を図ります。

第2条(用語定義)

本要項において、次の各号の用語は以下の意味を有します。

1. 「主催者」:本事業を主催し運営を統括する団体(上記記載)。
2. 「指導者」:合唱指導、音楽指導を行う者(指揮者、ピアニスト、ボイストレーナー等を含む)。
3. 「演出関係者」:演出家、舞台監督、制作スタッフ(特定非営利活動法人チッタディーノオペラ振興会スタッフ)等、公演演出・舞台運営・練習運営に関わる者。
4. 「事務局」:主催者の窓口として連絡・調整・管理を行う担当部署・担当者。
5. 「参加者」:本事業の合唱団員として採用され、練習・公演に参加する者(未成年の場合は親権者の同意を要する)。
6. 「練習」:顔合わせ、通常練習、パート練習、通し稽古、オーケストラ合わせ、ゲネプロ等、本公演の準備に必要な一切の稽古。
7. 「公演」:本番及び主催者が指定する関連行事。
8. 「成果物」:練習・公演の録音・録画・写真、配信映像、広報物、制作資料等をいいます。

第3条(活動期間・場所・日程)

1. 活動期間は、原則として2026年7月22日の顔合わせから2027年2月21日までとします。7月~11月は週1回(土曜日又は日曜日 18:10~21:00)、12月以降は週2回(水曜日と、土曜日又は日曜日 18:10~21:00)に練習を行います(全30回程度)。詳細な練習日程は合唱団員採用時に配布します。練習日程は指導者都合等により変更することがあります。
2. 練習・公演の場所は文京シビックセンター内施設(東京都文京区春日 1-16-21)とします。主催者は施設都合等により変更することがあります。施設までの交通費は参加者負担とします。
3. 練習日程・集合時刻・持ち物等は、事務局からの連絡により周知します。
4. 練習日程に未記載の臨時練習等を実施する場合、主催者は可能な範囲で事前に告知します。

第4条(出欠・遅刻・欠席連絡、出席算定、本番出演要件)

1. 参加者は、練習・公演に積極的に参加し、主催者・指導者・演出関係者・事務局の指示に従うものとします。
2. 欠席・遅刻・早退の連絡は、原則として開始時刻の48時間前までに、事務局が指定する

方法(メール/電話等)で行ってください。ただし、急病・交通障害等やむを得ない場合は、判明次第速やかに連絡してください。

3. 無断欠席又は連絡不能が5回以上継続した場合、主催者は参加停止等の措置を検討します。
4. 出席回数の算定は、原則として「開始から終了まで参加」を1回として数えます。遅刻・早退の取扱い(出席扱いの可否、部分出席の算入率等)は主催者が合理的に判断し、必要に応じて個別に指定します。
5. 出席要件
 - (1) 参加者は、原則として全練習回数の3分の2以上に出席するものとします。
 - (2) 参加者は、次の必須日程(以下「必須日程」)にすべて出席するものとします(日時は変更される場合があります)。
 - ・2027年1月20日(水)夜間 粗通し稽古
 - ・2027年2月15日(月)夜間 通し稽古
 - ・2027年2月18日(木)夜間 オーケストラ合わせ
 - ・2027年2月20日(土)終日 ゲネプロ
 - ・2027年2月21日(日)終日 公演本番
6. 本番出演要件
参加者が前項5(1)及び5(2)の条件を満たさない場合、原則として公演本番には出演できません。
7. 暗譜期限、習熟度確認(考査)等が設定される場合、参加者は協力し、指導者の指示に従うものとします。

第5条(配役・パート・席次・立ち位置等の決定と変更)

1. パート、配役、席次、立ち位置、動き、移動、演技等は、指導者及び演出関係者が総合的に判断し決定します。
2. 前項の決定は、練習過程で変更される場合があります。参加者は、運営上必要な範囲でこれに協力するものとします。
3. 参加者は、決定内容(配役等)や練習内容を、許可なく外部に開示しないものとします(第14条参照)。

第6条(参加費、支払方法、手数料、学生区分)

1. 参加費は以下のとおりとします(同意書の記載に整合)。
 - (1) 一般:51,000円
 - (2) 学生(25歳以下):23,800円(適用条件の確認方法:顔合せ時に学生証確認)
2. 参加費には、原則として会場費、指導料、運営費、広報費等の本事業実施に必要な費用が含まれます。楽譜代、行事保険料は含まれません(別途実費負担)。
3. 支払方法は銀行振込による一括納入とし、振込期日・振込先は事務局から通知します。振込手数料は参加者負担とします。
4. 参加費以外に参加者が負担する可能性がある費用(例:衣裳・靴・小物、追加の楽譜購入等)については、発生する場合、主催者は可能な範囲で事前に周知します。

第7条(返金・清算)

1. 参加者都合(自己都合退団、無断欠席継続等)による不参加となった場合、原則として参加費は返金しません。
2. 主催者都合(運営上の都合、施設都合等)により本事業の全部又は一部を中止・大幅変更する場合、以下のとおりとします。
【未実施分に対応する参加費相当額から、既に発生した実費(実施済み練習の指導料等)を控除した残額を返金する。】
3. 返金が生じる場合、返金方法は銀行振込とし、返金時期は原則として中止確定後90日

以内に行います。

4. 参加停止・除名の場合の清算は第9条に従います。

第8条(練習・公演の変更・中止、代替措置)

1. 主催者は、天災地変、感染症の流行、行政機関の要請、出演者・指導者の急病、施設の利用制限、その他やむを得ない事由により、練習・公演の日時・場所・内容を変更し、又は中止することがあります。
2. 主催者は、中止・変更が生じた場合、可能な範囲で代替措置(振替練習、資料配布、代替日設定等)を検討し、事務局から周知します。

第9条(禁止事項・秩序維持)

参加者は、練習・公演の名誉を傷つけ、又は運営に支障をきたす行為をしてはなりません。特に、次の行為を禁止します。

1. 指導者、演出関係者、事務局の指示に従わないこと、又は合理的な指導を継続的に拒否すること。
2. 練習・公演の進行を著しく妨害する行為、秩序を乱す行為。
3. 他の参加者・指導者・演出関係者・事務局を傷つける言動、威迫、名誉毀損、差別的言動。
4. カスタマーハラスメントに該当する行為(過度な要求、暴言、威嚇、執拗なクレーム、SNSでの晒し等)。
5. 勧誘行為(宗教、政治活動、マルチ商法等を含む)、営業行為、物品の売買・転売、金銭貸借の斡旋等。
6. 反社会的勢力との関係を有すること、又はその疑いが合理的に認められる行為。
7. 飲酒・薬物等により安全な参加ができない状態での参加。
8. 主催者が管理する施設・備品等の毀損、無断持出し。
9. 第12条～第14条に反する撮影・投稿、資料の無断複製・転載は禁止転載、秘密情報の漏えい。

第10条(注意、参加停止、除名の手続)

1. 主催者は、参加者が本要項又は同意書に違反した場合、口頭又は書面により注意・指導を行います。
2. 主催者は、注意後も改善が見られない場合、又は違反が重大である場合、参加者に対し、一定期間の参加停止又は除名を行うことができます。
3. 主催者は、原則として、参加停止・除名に先立ち、参加者に弁明の機会(口頭・書面)を付与します。ただし、安全確保又は秩序維持のため緊急を要する場合、暫定的に参加停止とし、後日弁明の機会を付与します。
4. 参加停止・除名の決定主体は公益財団法人文京アカデミー事務局長とし、通知方法は書面/その他とします。
5. 参加停止・除名の場合の参加費清算は、原則として第7条に準じ、返金の有無・範囲は【未実施分相当-実費控除/返金なし/その他】によります。

第11条(ハラスメント防止)

1. 主催者は、参加者・指導者・演出関係者・事務局間のハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント、差別的言動、その他相手の尊厳を害する一切の言動)を禁止します。
2. 相談窓口は公益財団法人文京アカデミー ホール事業係/担当:高原・畑・長野(連絡先:civichall@b-academy.jp/03-5803-1103[平日 9:00~17:00])とします。
3. 主催者は、申告があった場合、必要な範囲で事実確認を行い、再発防止を含む措置(注意、配置・担当の調整、参加停止等)を講じます。
4. 申告内容・調査内容は、調査・対応に必要な範囲を除き、秘密として取り扱います。

5. 申告・相談を理由とする不利益取扱い(報復、排除、誹謗等)を禁止します。

第12条(安全衛生・健康管理・事故対応)

1. 参加者は、自己の健康状態に留意し、練習・公演に支障が生じないように努めるものとします。
2. 参加者は、連絡先(メールアドレス、携帯電話番号等)を事務局に届け出るものとします。
3. 練習・公演中に事故・負傷・急病が発生した場合、主催者は可能な範囲で応急対応及び緊急連絡先への連絡、必要に応じて救急要請等を行います。
4. 救急搬送・受診等に要する費用は、原則として参加者の負担とします。ただし、主催者の故意又は重過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
5. 本事業に関し主催者が行事保険等に参加する場合、補償範囲・保険金支払要件は当該保険の約款に従います。

第13条(写真・動画・録音・配信)

1. 主催者は、練習及び公演の様子を撮影・録音し、次の目的で利用することがあります:事業の記録、広報、事業報告、放送・配信、アーカイブ化。
2. 利用媒体は、文京区民チャンネル、文京区ホームページ、区報ぶんきょう、文京アカデミーホームページ、文京アカデミー広報紙「スクエア」、文京シビックホール公式YouTubeチャンネル、SNS、印刷物、報告書等とします(追加・変更する場合があります)。
3. 主催者は、編集(トリミング、字幕、音量調整、サムネイル作成等)を行うことがあります。
4. 参加者は、主催者が別途定める場合を除き、練習・公演中の写真撮影、録音、録画、ライブ配信、並びに第三者が特定され得る情報のSNS投稿を行ってはなりません。
5. やむを得ない事情により、将来の利用停止(新規掲載の差止め等)を希望する場合の申出先は第1頁記載の事務局とします。ただし、既に放送・配信・印刷済みの媒体について、技術的・費用的に完全な回収・削除ができない場合があることを、参加者はあらかじめ了承します。
6. 参加者が自らの記念として撮影等を希望する場合の取扱いは別途定めます。

第14条(個人情報の取扱い)

1. 主催者は、応募・参加にあたり取得した個人情報(氏名、住所、電話番号、メール、写真、年齢、緊急連絡先、学生区分、出欠情報等)を、次の目的で利用します:運営連絡、参加管理、緊急対応、保険手続、広報(同意がある範囲)、事業報告。
2. 主催者は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。ただし、運営委託先(撮影・配信事業者、会場管理者、保険会社等)に業務委託するため、必要最小限の範囲で個人情報を提供する場合があります。この場合、主催者は委託先を適切に監督します。
3. 開示・訂正・利用停止等の申出先は第1頁記載の事務局とします。

第15条(楽譜・資料・演出情報等の取扱い)

1. 参加者に配布・貸与する楽譜、音源、台本、演出資料、連絡資料等は、主催者又は権利者に権利が帰属します。
2. 参加者は、許可なく複製、転載は禁止とし、第三者への共有、ネット上へのアップロードをしてはなりません。
3. 主催者が返却・廃棄を求めた場合、参加者は指示に従い、速やかに返却又は廃棄します。
4. 演出内容、配役、未公開情報等は、主催者が公開を許可するまで、外部に開示しないでください。

第16条(未成年の参加)

1. 参加者が未成年の場合、親権者の同意を必須とします(同意書の親権者同意欄)。
2. 未成年参加者について、緊急時対応、撮影・配信、個人情報の取扱いに関する同意の範

囲は、親権者同意により確認します(不足がある場合、事務局は追加確認を行うことがあります)。

3. 親権者への連絡が必要と主催者が判断した場合、事務局は親権者に連絡・照会を行うことがあります。

第17条(紛争解決、準拠法、管轄)

1. 本要項及び同意書に関して疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議して解決を図ります。
2. 本要項は日本法を準拠法とします。
3. 協議で解決しない場合、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第18条(改定)

1. 主催者は、運営上必要がある場合、本要項を改定することがあります。
2. 改定する場合、主催者はメール等の方法で周知し、周知時に定める日から適用します。ただし、参加者に重大な不利益を及ぼす改定を行う場合は、合理的な周知期間を設けます。

(附則)本要項は2026年4月5日から施行します。